

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>これより、「令和3年度 第3回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>始めに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員が5名、労働者側委員5名、使用者側委員が5名でございます。最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。それでは、これからの議事進行を島袋会長にお願い致します。</p>
島袋会長	<p>令和3年度第3回沖縄地方最低賃金審議会を開催します。本日の議事録署名人ですが、労働側委員は砂川委員、使用者側委員は田端委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
梅澤賃金室長	<p>第2回本審でご要望いただきました令和3年度地域最低賃金に関する基礎調査結果について、全産業分を業種毎に分けたものを資料2として提供させていただきます。</p> <p>また、同日の専門部会においてご要望をいただきました同調査結果における全年齢階層分について、男女別の内容を含めて資料3として、全委員への提供とさせていただいております。事務局から、要望のあった資料の提供については以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。只今、事務局から資料の説明等がありました。これについて何かご質問がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ないことを確認）</p> <p>では、よろしければ、議題1の沖縄県最低賃金の改正決定についてに移り</p>

	<p>ます。専門部会の開催状況について事務局より説明をお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>専門部会の開催状況ですが、本日 15 時から行われました第 6 回専門部会において、結審することができなかったことから、次回第 7 回専門部会を来週 11 日水曜日 9 時 30 分より開催し、引き続き検討を行うこととなりました。以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、事務局からご説明がありましたように来週11日水曜日に第7回専門部会を開催することになりました。議事次第にある「部会報告」、「答申」の審議を本日は行うことができません。皆様ご了承ください。</p>
島袋会長	<p>それでは、次の議題「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等について」に移ります。</p> <p>本日は、「沖縄県新聞業外3業種の産業別最低賃金改正決定の必要性の有無」について、先ほど開催された運営小委員会において討議しました。その検討結果が当審議会へ報告されております。運営小委員会からの報告書を事務局から説明してください。</p>
梅澤賃金室長	<p>本日14時から行われました運営小委員会の結果について報告させていただきます。小委員会の委員長より原本をお預かりしていますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>沖縄地方最低賃金審議会会長殿、沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、沖縄県新聞業最低賃金他3業種の特定産業別最低賃金改正決定の必要性の有無について、報告書。</p>

	<p>当委員会は令和3年7月30日に沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定については、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。</p> <p>また、その他の下記の特定産業別賃金については、全会一致に至らなかったため、必要ありとすることはできないとの結論に達したので、併せて報告とする。なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は別紙のとおりである。</p> <p>記1．沖縄県自動車各新車小売業最低賃金、2．沖縄県各種商品小売業最低賃金、3．沖縄県糖類製造業最低賃金。裏面は別紙になっておりますが、公益委員、労働者代表委員、使用者代表委員、こちらのほうに記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から「答申」が配布されております。念のため文書に間違いがないかご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、次に次第の「3 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)」に移ります。事務局において準備をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">( 準備中 )</p>
<p>島袋会長</p>	<p>只今、運営小委員会の審議において、新聞業においては必要性ありと全会一致の決議がありました。その他の産業別においては労使の意見が分かれ、結論を得ることができませんでした。</p> <p>よって、沖縄県新聞業最低賃金につきましては改正の必要性ありとし、残る3業種につきましては改正の必要性有との結論に達しなかったとする答申</p>

	<p>を沖縄労働局長へ行いたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>令和3年8月6日、沖縄労働局長 福味恵殿。沖縄地方最低賃金審議会会長島袋秀勝。沖縄県特定産業別最低賃金の改正決定について、答申。当審議会は令和3年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった下記の特定産業別最低賃金の改正の必要性について、慎重に審議した結果、下記1の改正の必要性有との結論に達し、下記2につきましては必要性なしとの結論に達した旨、答申致します。記1、沖縄県新聞業最低賃金、平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号、2、沖縄県自動車新車小売業最低賃金、平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号、沖縄県各種商品小売業最低賃金、平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号、同じく、下記2、沖縄県糖類製造業最低賃金、平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号。以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">（ 手交 ）</p> <p>それでは、只今、沖縄県新聞業最低賃金について、改正の必要性有との答申を致しましたので、引き続き、次第の「4 特定産業別最低賃金の改正決定諮問について」に移ります。早速、沖縄労働局長から特定産業別最低賃金改正決定についての諮問を受けたいと思いますので、事務局において準備をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ 「諮問」 準備 ）</p>
<p>福味労働局長</p>	<p>諮問。沖労発基 0806 第 1 号、令和 3 年 8 月 6 日、沖縄地方最低賃金審議会会長島袋秀勝殿。沖縄労働局長福味恵。沖縄県特定産業別最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法昭和 34 年法律 137 号第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について貴会の調査審議をお願いする。記 1、沖縄県新聞業最低賃金、平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号。</p>

島袋会長	<p>只今、沖縄労働局長より、沖縄県新聞業の特定産業別最低賃金の改正決定について諮問を受けました。続きまして、次第の「5 沖縄県新聞業最低賃金の産業別最低賃金専門部会の設置」に移りたいと思います。事務局の方で説明をしてください。</p>
梅澤賃金室長	<p>手元の資料、青色インデックスの1を開いていただきますでしょうか。こちらの方に関係法令が添付されております。最低賃金法の抜粋となっております。</p> <p>特定最低賃金専門部会の設置について、最低賃金法第25条第2項に、審議会は最低賃金の決定、又はその改正決定の調査審議を求められた時は、専門部会を設置しなければならないと規定されております。</p> <p>特定最低賃金専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項及び第4項に基づき、当該最低賃金の関係労使の代表委員及び公益委員の各委員同数で構成し、委員は9名以内とすることになっております。</p> <p>特定最低賃金専門部会の委員について、最低賃金法等により、審議会委員と同様に関係労働者及び関係使用者等から推薦を受けた者から、労働局長が任命すると規定されており、本日専門部会の設置が承認されますと、審議会終了後に本日より8月23日月曜日まで、専門部会委員の推薦公示を行う予定です。なお、公益委員の専門部会委員については、労働局長が任命することになっております。以上よろしく申し上げます。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。只今の事務局の説明のとおり、沖縄地方最低賃金特定最低賃金専門部会の設置について、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>

	<p>只今、専門部会の設置が承認されました。沖縄県新聞業特定(産業別)最低賃金の審議は専門部会へ付託し、審議していただくこととなります。専門部会開催日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>配布させていただいております資料、青色インデックスの6を開いていただきますでしょうか。沖縄地方最低賃金審議会特定産業別最低賃金審議会計画を添付させていただいております。黄緑色のところが日程となっております。</p> <p>まずは、8月31日火曜日14時から新聞業の第1回特定最低賃金専門部会を開催する予定とさせていただいております。各日程について業種毎の開催日を2回目、3回目及び予備日まで記載のとおり、設定させていただいております。今回、新聞業のご審議をいただき、一致に至らなければ最終9月30日の本審採決による結審となります。その後、答申に対する意見提出の公示を実施して、異議審開催となった場合、専門部会での全会一致による場合は、新聞業は10月1日金曜日の予定となっております。審議日程については以上のとおりです。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。只今、事務局から説明のありました、特定最低賃金専門部会等の開催日程について説明がありました。ご意見等ありますか。</p> <p style="text-align: center;">( なし )</p> <p>只今、特定最低賃金専門部会等の開催日程について、確認して頂きました。次に、次第「6 最低賃金審議会令第6条5項の適用について」、事務局から説明をお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>お手元の資料青色インデックスの1をお開きいただきますでしょうか。1</p>

	<p>枚目が最低賃金法の抜粋になっていますが、もう1枚めくっていただきますと、最低賃金審議会令が抜粋として添付されております。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となっております。</p> <p>また、沖縄地方最低賃金審議会においては、沖縄県最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するに当たっては、専門部会での議決は、全会一致で行われ得る場合に限るとされており、多数決の場合は直ちに総会(本審)を開催し議決すると規定しております。また、沖縄局の取扱いでは、全会一致の条件として、専門部会委員全員の出席でなくとも、欠席者について当日連絡がとれ、意思確認ができる場合も全会一致の条件を満たすこととされております。以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。只今、事務局の方から最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、特定(産業別)最低賃金専門部会の全会一致の決議をもって、当審議会の決議としたいという説明がありました。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「はい」の声)</p> <p>それでは、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、今年度も特定最低賃金専門部会の全会一致の決議をもって、当審議会の決議とすることといたします。次に次第「7 「その他」とありますが、事務局から説明等がありますか。</p>
梅澤賃金室長	<p>配布資料の説明等、加えさせていただきます。</p> <p>まず、青色インデックス7番を開いていただきますでしょうか。2枚添付</p>

させていただいています。1枚目が令和3年度答申要旨の公示から発効までの流れということで、1枚めくっていただきますと上のほうに数字の2で特定最低賃金についてとありますが、今回の対象特定最低賃金の場合の流れです。

こちらの方に、答申の公示から15日間とって公示文報告。その後、後ろの方に官報公示があって、官報公示を含めて30日経った後に発効という流れになっております。これを簡単に一覧表に示したのが次の別添2で書いております。こちらが、9月1日以降、8月31日に合同部会ということで、新聞業の調査審議を開始していただくのですが、左端の方に答申日を書いてあります。この答申がいつかということに合わせて、横のほうに発効日がいつになるのかという一覧表となっております。これをあてはめていただきますと、いつ結審したらいつ発効となるのかがわかるということになっております。10月1日答申となりますと、12月1日水曜日発効となります。

続きまして、もう1点。本審議会で専門部会報告をさせていただきました。その中で本日の第6回専門部会で結審に至らずという報告をさせていただきましたが、会長からありましたとおり、次回を開催を8月11日水曜日午前9時半から第7回専門部会を開催するということで調整させていただいております。専門部会の委員の方々には、ご了承いただいていると思いますが、日程の確保の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

後、今の専門部会の後に行われる予備日で調整させていただきましたが、この日、審議会の委員の皆様のお考えなんです、通常であればその後、引き続きになるのか、それとも本審で採決に移っていくのかということで、本審の日程等のご検討を伺う形になるのですが、審議の日程として11日に専門部会、午前中に組んでおりますので、その後の11日午後以降から18日くらいまでで都合の悪い日を教えていただければ、審議会本審の日程を、また各委員の方々に調整していただかなければならないので、今、お答えできる

	方、教えていただける方いれば確認させていただきたいと思います。
島袋会長	事務局からアンケートで確認するのではなく、本日、確認するということなんですね。
梅澤賃金室長	<p>第7回専門部会、11日9時半と決めさせていただいて、その後の経過がどうなるかということもありますが、今の時点で、もうこの日はだめですよ、審議会は開けないという調整がありましたら、教えていただければ、その日以外、可能な日程で先に組みたい。発効日の関係もございますので。</p> <p>この日はだめだというのは、11日から18日までの午前、午後とかというふうに教えてもらえればと思います。</p>
島袋会長	私は、11、12日はだめで、13日の午前は大丈夫ですが、16日の午後はOKです。17日の午前はOKです。18日の午前もOKです。
梅澤賃金室長	<p>今、会長のほうから、大丈夫なのは13日の午前中、17日の午前中、18日の午前中、午後は18日の午後ということでした。</p> <p>会長、17時以降の日程で可能なところを教えていただけないでしょうか。</p>
島袋会長	11日から18日までで、全て17時以降は大丈夫です。
梅澤賃金室長	他の委員の中で午前、午後、あと17時以降ですすでに用事が入っていて難しい、という方もございますでしょうか。
佐久本委員	16日と18日は、1日だめですね。

鎌田委員	会長、11日、引き続きという選択肢はないのでしょうか。
島袋会長	前回話したのですが、14時30分まででしたら可能なのですが。
梅澤賃金室長	11日の9時半に専門部会の開始があります。会長14時半に用事があるということなので、それまでの間に本審を開いた場合に対応が困難な方はいますでしょうか。
田端委員	午後はできない。午前中なら。
梅澤賃金室長	11日の18時開催で都合の悪い方はいますか。
津山委員	都合悪いです。
梅澤賃金室長	そうしますと、候補に残っているのが、13日の午前中か17日の午前中、17時以降の12日以降の18日までの間で、都合決まっている方ございますでしょうか。
田端委員	会長が話しました13日午前、17日の午前、12日以降のそれが残っているということですか。
梅澤賃金室長	13日午前、17日午前、時間外ですが12日から18日まで。16日と18日は除いた12日から15日、あと17日、18時くらいの開催ということで。
佐久本委員	昼間はだめで、18時以降はOKで、18日の18時以降はOKです。11、12、

	<p>13日の18時以降、14、15日空いてます。</p> <p>(しばらくの間 後、14日、15日はだめの声)</p>
梅澤賃金室長	<p>可能性としては、12、13日の18時以降開催。又は17日の18時開催。事務局としては、12、13、17日の18時開催を提案します。</p> <p>(17日、13日はだめの声)</p>
石川委員	<p>本審の日程確認ということだったのですが、本審は専門部会で決まった金額の採決とかと認識しているのですが、事前にこの金額が専門部会での金額として採決します。参加できない方は電話で確認してということもできないのでしょうか。</p>
鎌田委員	<p>当日、電話で確認がとれればいいという専門部会の話がありましたが、同様の措置がとれませんかということだと思のですが。</p>
石川委員	<p>11日に専門部会をやりますということで、11日の午後に皆様に意向を確認するということできないか、ということです。</p>
仁木労働基準部長	<p>ウェブで参加できないでしょうか。</p> <p>(しばらくの間)</p> <p>ルールを確認してみないと。</p>
梅澤賃金室長	<p>最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、沖縄の場合、前は、当日いないときに電話で連絡、合意がとれれば、という。ルール上、本審でもできないのかということについては事務局で預からして下さい。</p>

鎌田委員	ウェブでもいいのかということを含めてのことでいいんですよね。
梅澤賃金室長	はい。それは今日、運営規程を変えさせていただいているので大丈夫です。
島袋会長	今の話をまとめると、12日、13日の18時。これは、直接、参加する場合のことだったわけですか。
梅澤賃金室長	開催日時の確認ですので、今残っているのが、12日、13日の18時開催と提案させていただいていますので、当然、ウェブ開催併用で参加は可能です。 ( しばらくの間 )
梅澤賃金室長	11日の専門部会の状況にもよりますが、8月12日、18時からの開催があった場合に対応できるよう日程の確保をお考えいただければと思います。
鎌田委員	どういうソフトを使ってのリモート会議ですか。
梅澤賃金室長	Webexを使っています。
鎌田委員	うちの会社では、そのソフトは入れないという判断だったので、ちょっと検討します。
梅澤賃金室長	わかりました。一旦、11日の専門部会の経過を見ての本審の参集を、事務局から声かけしたいと思います。 今のところは、12日の18時開催で、一旦みなさん、日程の確保をお願いするということを確認させていただきます。

それでは、11日の9時半からの専門部会の開催が確定しています。それを踏まえて、12日木曜日18時からの本審の開催については、日程の確保をお願いしたいと思います。

他に何かございませんか。

( な し )

ないようでしたら、本日の議事は終了しましたので、第3回沖縄地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

どうも、ありがとうございました。本日は、大変お疲れ様でした。

## 令和3年度第3回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年8月6日(金) 16:25～17:40
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室
- 3 出席者  
公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリエ 敬称略)  
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、津山誉輝、石川修治、宮城千絵 敬称略)  
使用者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
  - (1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(部会報告、答申)
  - (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等について
  - (3) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)
  - (4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定諮問について
  - (5) 特定(産業別)最低賃金専門部会設置について
  - (6) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
  - (7) その他
- 5 議事要旨
  - (1) 沖縄県最低賃金の改正決定について  
第6回地域別最低賃金の専門部会において結審することができず、次回8月11日に第7回地域別最低賃金の専門部会を開催することとなり、改正決定に係る審議入りは出来なかった。
  - (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告について  
運営小委員会より、特定(産業別)最低賃金について、沖縄県新聞業最低賃金は改正の必要性有とされ、その他3業種の最低賃金は、改正の必要性有との結論に達しなかったとの報告があり、事務局から説明が行われた。
  - (3) 上記(2)の結果報告等を受けて、審議会会長から沖縄労働局長へ、答申が行われた。
  - (4) 上記(3)の答申後、沖縄労働局長から審議会会長へ、沖縄県新聞業最低賃金について改正決定の調査審議に係る諮問が行われた。
  - (5) 上記諮問を受けて、事務局より、沖縄県新聞業最低賃金の専門部会設置についての説明があり、その後審議会会長から全委員に対し確認を行ったところ、同新聞業最低賃金の専門部会設置について承認された。その後、事務局より開催日程の説明が行われた。
  - (6) 事務局より、沖縄県新聞業最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項について説明があり、その後審議会会長から全委員に対し確認を行ったところ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとなった。
  - (7) その他、事務局の方から、次回第7回地域別最低賃金の専門部会が開催されることになったことから、今後の本審議会の日程について、調整が行われた。

以上



沖労発基 0806 第 1 号  
令和 3 年 8 月 6 日

沖縄地方最低賃金審議会  
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長  
福味 恵

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号）

## 5 議事要旨 (3)



令和3年8月6日

沖縄労働局長  
福味 恵 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
会長 島袋 秀勝

### 沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月30日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問あった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、下記1の改正の必要性有との結論に達し、下記2については、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

### 記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
- 2 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）  
沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）  
沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会特定(産業別)最低賃金審議計画

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)			運営小委員会		特定(産業別)最低賃金専門部会		
			回数	(公益調整)	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
9	3.8.31 (局/那覇審議会議室)	火						1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
10	9.7 (中会議室)	火					2回 14:00	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)		
11	9.8 (中会議室)	水					2回 14:00	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)		
12	9.14 (中会議室)	火					3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 新聞業		
	9.14(火) ~29(水)							特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示	
13	9.15 (中会議室)	水					3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 自動車(新車)小売業		
	9.15(水) ~9.30(木)							特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示	
14	9.16 (中会議室)	木					3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 各種小売業		
	9.16(木) ~10.1(金)							特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示	
15	9.17 (中会議室)	金					3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 糖類製造業		
	9.17(金) ~10.4(月)							特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示	
16	9.22、24 (中会議室)	水金					4回 15:00	(産業別) 額の調整(結審:予備日)		
17	9.30 (局会議室)	木	15:00		(産業別)額調整、(採決:予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合					
	9.30(木) ~10.15(金)							特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板に掲示	
18	10.1 (中会議室)	金	15:00		異議審(新聞業、自動車(新車))(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/14(新聞)、9/15(自動車)結審の場合)					
19	10.5 (中会議室)	火	15:00		異議審(各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/16(各種商品)、9/17(糖類)結審の場合)					
20	10.18 (中会議室)	月	15:00		異議審(各業種)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/30(各業種)結審の場合)					